「製造請負なんでも相談室」Q&A集

2024 年度 厚生労働省委託事業

目次

| 1. | 請負事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|----|---|----|
| | (1) 適正な請負について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | (2) 指揮命令等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| | (3) 運営管理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | (4) 機械、設備、材料等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| | (5) 請負料金等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| 2. | 外国人労働者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |

本書は、2024年度 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業として実施した相談 支援から、代表的な内容等についてQ&A集としてとりまとめたものです。

> 製造請負事業改善推進協議会 受託者事務局:一般社団法人 日本 BPO 協会

1. 請負事業について

- (1) 適正な請負について
- Q1-1 請負を行うためには、最低限どこまで行えば、法的に適正な請負と見なされるでしょうか? 37 号告示により派遣と請負区分を明らかにするための基準(偽装請負防止)は確認しておりますが、具体的に知りたいです。
- A1-1 請負を適正に進めるための要件は次の通りです。
 - ◆ 受託者の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること
 - (1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行っているか?
 - (2) 労働者の労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行っているか?
 - (3) 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行っているか?
 - ◆ 請け負った業務を受託者の自己の業務として独立して処理していること
 - (1)業務の処理に必要な資金を全て自らの責任において調達・支弁しているか?
 - (2) 業務の処理について、民法・商法その他の法律に規定された、事業主としての全ての責任を背負っているか?
 - (3) 単に肉体的な労働力を提供するものになっていないか?

東京労働局が出している「請負の適正化のための自主点検表」に具体的なチェック項目が載っています。この自主点検表を活用することにより、適正な請負の観点から、現状不備と思われる点が明確になり、今後対応すべき事項がより明確になります。是非、参考にしてください。

- Q1-2 製造会社から、現在派遣で行っている業務の請負化の依頼が来ています。曖昧な形で 請負を開始し、請負の業務に問題があり、偽装請負と判断された場合にどのような罰 則がありますか?また、発注者にも何らかのペナルティはありますか?
- A1-2 (1) 請負側が労働者派遣事業者として許認可を持っている場合は、労働者派遣法 違反となります。許認可を持っていない場合は、職業安定法第 44 条及び労働 者派遣法において許可を得ないで事業を行ったとして罰則を受けることにな ります。また、偽装請負は労働者供給業にあたり、事業者はこの中間搾取をお こなったと見なされるため労働基準法違反にあたります。これらの罰則は、請 負事業者だけでなく、発注者にも適用となる可能性がありますので、請負化を

進めるにあたっては、発注者と「適正な請負」についての認識を共有することがとても重要です。罰則の内容は次の通りです。

■労働者派遣法:1年以下の懲役または100万円以下の罰金(第59条2号) ■職業安定法:1年以下の懲役または100万円以下の罰金(第64条10号) ■労働基準法:1年以下の懲役または50万円以下の罰金(第118条)

(2) 偽装請負によって「労働者契約申込みみなし制度」が適用され、労働者が承諾 した場合に労働契約が成立することになります。発注者にとっては、請負労働 者の直接雇用リスクが発生することになります。

- Q1-3 IT 関連の会社です。システム開発の業務委託を行う予定ですが、請負契約と準委任契約にどのような違いがあるのか教えてください。また、準委任と請負の場合、どちらも偽装請負の基準である告示 37 号の区分基準が当てはまるのですか?
- A1-3 (1) いずれも他人の労務を利用する契約関係ですが、民法上の違いは以下です。業 務内容や責任範囲に応じて、契約形態を検討することになります。
 - ○請負契約とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」(民法第632条)契約で、仕事の完成に主眼を置いた業務に使われます。
 - ○準委任契約とは、「法律行為ではない事務の委託」(民法第656条)をする際に使われる契約で、「履行割合型」と「成果完成型」があります。事務処理全般に使われる契約で、受託者には善管注意義務があり、システム開発や事業戦略コンサルティングを依頼する際に使われます。
 - (2) 告示 37 号の解釈では、「請負により行われる事業」は、請負契約だけではなく、 同様に発注者と受注者側の労働者との間に指揮命令関係を生じない契約形態で ある委任契約、準委任契約による事業を含む広い概念であるとされています(疑 義応答集 第3集Q1)。

従って、準委任契約が締結されている場合でも、実態として、発注者と受注側の労働者に指揮命令関係がある場合には、その契約形式を問わず、労働者派遣 事業に該当し、派遣法の適用を受けて、偽装請負と判断されることになります。

Q1-4 お客様から現在自社で行っている業務を、1名の請負でお願いしたいとの依頼が来ています。業務の内容にもよると思いますが、依頼を受けても問題ないでしょうか?また、この依頼を受ける場合に気を付けなければならない点があれば、教えてください。

A1-4 他に管理責任者がいないで一人で業務を請負う場合は、実態的に発注者から請負 労働者への指揮命令に該当し、労働者派遣とみなされ、派遣法に基づく適正な運 用がなされていなければ、偽装請負と判断され、問題となります。 また、作業を行う人数や人員の配置については、受託者である御社の判断で行な う必要があり、1名という人数の指定はできません。この点からも問題がありま すので、注意が必要です。

Q1-5 システム開発等で個人事業主への業務委託(準委任契約)を考えています。実際に個 人事業主を使う場合、どのような点に気を付ければ良いですか?

A1-5 個人事業主に業務を委託する際、自社の労働者として雇用しているのと同じ実態があるにもかかわらず、就業形態や契約名を偽装して、業務委託として取り扱った場合には、偽装請負として労働局の指導対象となります。

個人事業主に業務を委託する場合でも通常の請負(委託)同様、業務の独立性が求められ、特に個人事業主に対して直接指揮命令を行った場合、偽装請負とみなされる可能性がありますので、注意が必要です。

- (2) 指揮命令等について
- Q2-1 現在、発注者と請負業務について、作業改善の検討を進めています。発注者から当 社の現場責任者に具体的な改善方法について提案がありました。この提案を受け入 れて作業に反映させても、問題ありませんか?
- A1-1 作業改善は請負事業者が業務を遂行する中で自ら行うのが一般的ですが、発注者から現場責任者に具体的な改善方法の提案があった場合、御社が改善提案の内容を検討し、御社の判断で受け入れを決断したのであれば、問題ありません。ただし、発注者による改善要請や改善指示を請負現場の作業員に直接行った場合は、問題となります。 作業改善に関しては、請負料金にも大きく影響してきますので、発注者と十分協議して進めてください。
- Q2-2 発注者の機械を使って製造の請負を行っています。請負事業者に対して、発注者が 直接指示を行うことができないことは理解していますが、機械が新しい機種に切り 替わる場合、運転や設備維持を行うにあたって必要な操作方法等を現場で発注者の 担当者から説明や指導を受けることは、問題になりますか?
- A2-2 請負事業の場合、業務の内容について、発注者の指導や指示を仰ぐことはできませんが、操作方法の説明などは、請負業務を遂行するにあたって必要な状況共有になりますので、問題ありません。むしろ、必要な情報共有を適時適格に実施することは、発注者の責任です。但し、請負労働者が説明、指導を受ける場合は管理責任者の同席等、御社の監督の下で行ってください。
- Q2-3 発注者から請負事業者(2次下請)への請負業務に関する連絡について、例えば「今からベルトコンベアが速くなります」といった内容であっても、作業者間の連絡は不可で、1次下請および2次下請の責任者を通じて行わなければならないのでしょうか?
- A2-3 請負業務に関する作業指示については、発注者から請負事業者(1次下請、2次下請) の責任者を通じて、請負事業者の作業者へ伝える必要があります。発注者から2次 下請の作業者へ直接指示した場合は、偽装請負と判断されます。発注者及び1次下 請、2次下請、それぞれの責任の所在も不明確になり、請負事業の体をなしていないことになります。

- Q2-4 同じような製造ラインが 3 ラインあり、そのうちの 2 つが請負会社で製造を行っているが 部品トラブルが発生しました。この場合、作業をしている社員、請負会社スタッフ全員に 対して、注意をすることは、作業指示となり、偽装請負の恐れが生じるのでしょうか?ま た、労働災害が発生した場合、直接注意喚起することについては、問題ないのでしょう か?
- A2-4 このまま作業を続けることによって部品トラブルや不良品発生につながる恐れが あっても、請負会社スタッフに対して直接注意することは、直接の技術指導、作業 指示に該当する恐れがありますので、請負事業者の責任者立会いの下で行ってく ださい。

部品トラブルの原因が請負事業者にあり、発注者が請負事業者に対して作業工程の見直し要請を行う場合、請負事業者の判断のもとで見直しを行うことになります。請負労働者に作業の見直し、変更を直接指示した場合は、偽装請負と判断されることになります。

なお、労働災害の発生等、安全衛生上の緊急の必要性がある場合は、発注者が請負 労働者に直接注意、指示を行っても偽装請負と判断されません。

- Q2-5 請負現場における発注者主催の会議や朝礼について、請負事業主の労働者にも参加 してもらっていますが、偽装請負と判断されることになるのでしょうか?
- A2-5 会議や朝礼が仕事の完成に際して必要であるかという観点で判断されます。作業を進める上で必要な情報の共有や安全確認を目的とするものであれば問題ありません。 同じ会議に出て意識合わせをすることも重要なことですので、必要であれば仕様書等に明記した上で実施してください。

会議等に請負事業主の管理責任者だけでなく、請負労働者が同席しても、それのみをもって直ちに偽装請負と判断されることはありませんが、請負労働者が参加する場合は、管理責任者も同席してもらうようにしてください。

なお、請負労働者に対して会議等への参加依頼を行う場合は、請負労働者の管理責任 者を通して行い、請負労働者に対して直接依頼しないようにしてください。

(3) 運営管理等について

- Q3-1 複数の請負現場があり、規模的には大きくありませんが、それぞれの現場に管理責任 者を置く余裕がありません。管理責任者 1 人で複数現場を兼務することは可能でしょう か?また、シフト勤務の場合はシフトごとに管理責任者を置く必要があるのでしょうか?
- A3-1 管理責任者が責任を果たせる管理可能な範囲にいて、管理責任者が業務遂行の指示や労働者の管理等を的確に行っていれば、常駐していないことだけをもって偽装請負にはならないとされているので、管理責任者が複数現場を兼務することは可能です。

シフト勤務に関しても、同様の取扱いと考えられますが、管理責任者が不在の場合も想定し、シフトごとに代理を選任しておき、請負事業者または管理責任者と連絡が取れる体制を整えてください。

- Q3-2 新たな業務の請負を開始するのですが、「作業手順書」を作成する場合、顧客の作業 手順書を参考にすると、業務の独立性に違反したことになりますか?また、発注者の図 面、仕様書をそのまま受託者が使用して業務を遂行しても問題ないのでしょうか?
- A3-2 (1)「作業手順書」の作成で重要なことは、「請負業務の独立性」です。偽装請負とならないためには、請負事業者が「独自の技能・技術」で請負業務を遂行することが求められますので、請負事業者側が独自の作業手順書を作成する必要があります。なお、作成にあたっては、お客様の合意、協力を得て、発注者が使用している作業手順書や必要な資料、データを提供してもらい、それを参考にして作成することについては、問題ありません。
 - (2) 請負は発注者の図面や仕様書を基に製品等を完成させることになりますので、 受託者がそのまま使用しても問題ありません。但し、発注者が独自で変更した り、頻繁に変更等を要請してくる場合は、独立性の観点から問題があります。
- Q3-3 発注者の工場内で製造業務を請負っていますが、発注者から生産計画表の提出や 日々の生産高の報告、達成率を把握するためデータの提供を求められた場合、要求に も応じなければならないでしょうか?

- A3-3 請負(契約)であれば、作業の完成・成果物の納品が目的となりますので、途中 経過としての作業報告を行う義務はありませんが、発注者との間で、生産計画表の 提出や日々の生産高、達成率のデータの提示を行う旨の取り決めがなされていれば、 応じる必要があると思われます。但し、それを基に発注者が直接、現場作業員に工 程の変更や作業改善を指示することは、業務の独立性を侵害したことになり問題と なりますので、注意が必要です。
- Q3-4 製造業務を他社に委託する場合、生産性や無駄の分析等を行うために、実際の作業 に掛った工数のデータ提供を請負事業者に求めたり、請負労働者に個別にヒアリング を行うことは問題がありますか?問題がある場合、無駄や生産性向上を検討する場合、 何を根拠に行えばいいのでしょうか?
- A3-4 生産性や無駄を分析する根拠はあくまでも、決められた完成品の数量に対して、 何個多かったか、少なかったかという結果に対してです。作業に掛かった工数等 を分析して、改善等を行うのは請負事業者の役割であり、提出の義務はありませ ん。請負事業者にこれらの自主性、裁量を与えないと、業務の独立性の観点から、 偽装請負となる可能性が出てきます。
- Q3-5 現在、弊社は親会社から物流業務の一部を委託され、その業務を親会社の了解を得て 請負事業者に再委託しています。その際、親会社または弊社の社員を在籍したまま請 負事業者に出向させ、現場の運営管理の一翼を担ってもらおうと考えていますが、可能 でしょうか?
- A3-5 在籍出向の場合は、御社と二重の雇用関係が成立することになりますので、出向者が行う業務の内容が、「業として行う」と判断された場合には、労働者供給に該当し、職業安定法違反になりますので、注意が必要です。「業として行う」と判断されないためには、次の4つの要件に該当する必要があります。
 - ①関係会社における雇用機会を確保するため
 - ②経営・技術指導のため
 - ③職業能力開発の一環として行うため
 - ④企業グループ内の人事交流の一環として行うため

ご相談のケースは、④に該当する可能性はありますが、業務の実態が現場の運 営管理であれば、「業として行う」に該当することになると考えられますので、避 けた方が良いと思います。御社独自の体制で請負を行うことを勧めます。

- Q3-6 製造業務を外部に委託する場合、委託業務に従事する請負事業者の従業員について、当社の認定試験を合格した者のみを業務に就かせることについては、問題がありますか? また、業務に必要な資格については、どのように考えればいいのでしょうか?
- A3-6 (1) 問題があります。請負契約においては、受託者の独立性が担保されなくてはいけません。誰がその業務に就くかは、受託者が決めなければなりません。受託者自身が、受託者自らの試験として、同レベルの試験を主催、実施してそのレベルにあるものをその業務に就かせるのであれば可能と考えられます。但し、受託者に対して、これを強制するのではなく、業務に就くための条件として、求めるレベルを受託者に伝えるようにしてください。
 - (2) 業務に必要な資格については、有資格者の配置と配置方法等について、法令等の定めによる業務処理が仕様書等で明確になっているものであれば差し支えありません。
- Q3-7 業務を委託している現場において、期待していたよりも能力が足りない労働者が来た場合、管理責任者を通じて、業務をこなせる能力がある人に替えてもらいたい旨を受託者に依頼しても問題ありませんか?また、発注者である当社が業務に必要な能力を仕様書で指定することに関しては問題ありませんか?(経験年数1年以上〇名、TOEI COO点以上〇名等)
- A3-7 (1) 発注者は仕事について評価するのであって、人の能力等は評価するものではありません。また、請負労働者の能力等の評価に基づく配置等も行うことはできませんので、人への交代を依頼することに関しては、問題があります。
 - (2) 発注者が委託業務を請負事業者に任せる上で必要とされる能力(技術・技能等) の水準を仕様書で指定することは問題ありませんが、必要とされる人数を指定 することはできません。あくまでも、能力の評価、人数、配置については、請負 事業者の裁量で行わなければなりません。
- Q3-8 請負事業においては、発注者が請負労働者の交代を求めることができないとされていますが、請負労働者が構内機密保持に反した場合等にも交替を求めることができないのですか。また、他にも交代を求めることができるケースを教えてください。

- A3-8 請負労働者の配置等の決定、変更は、請負事業主自ら行う必要があります。ただし、 発注者側の機密保持に反した場合は交代を求めることができます。また、不安全行動や企業秩序維持等の合理的な理由がある場合には差し支えありません。 請負労働者の作業能率、品質・不良、作業態度等を理由に交代を要求した場合は、 発注者側が請負労働者の作業実施状況の評価を行っていることになり、指揮命令に該当し、偽装請負と判断される可能性があります。
- Q3-9 請負事業の発注者が労働安全衛生法の元方事業者に該当する場合、どのような義務を負うことになるのか、教えてください。また、安全衛生法上、元方事業者は関係請負人が法令に違反しないよう必要な指示・指導を行うことができるとされていますが、元方事業者が請負事業の発注者に該当する場合、当該指示・指導が請負事業者への指揮命令とみなされて、偽装請負と判断されることはありますか?
- A3-9 (1) 元方事業者の義務は主に次の2つです。①請負人及びその労働者に対する安衛 法違反防止の指導・是正責任(第29条)②作業間の連絡及び調整等の措置責任 (第30条の2)。
 - (2) 発注者である元方事業者は、安衛法またはこれに基づく命令の順守に関する指示を請負事業者の労働者に対して行わなければならないと安衛法で定められているため、このような指示・指導を行っても偽装請負と判断されません。

- (4)機械、設備、材料等について
- Q4-1 請負の場合、発注者から請負作業に使用する機械・設備を借りる場合は、別個に契約を結ぶ必要があるとのことですが、無償で借りることに、問題ありますか? また、作業場所に関しても同様に賃貸借契約を結び、費用を負担しなければなりませんか?
- A4-1 双務契約は、「契約当事者双方に相互に対価的関係をなす法的義務を課する契約」なので有償となります。従って、有償での貸与が「適正な請負」の条件になります。 ただし、特殊な事情があれば、「無償での使用」が認められる場合があります。
 - (1) 機密性が非常に高い設備・機械(例:コンピュータシステム)
 - (2) 金額が非常に高い設備・機械(例:半導体製造設備、自動運転倉庫)
 - (3) 自治体の予算で一括購入済みの設備・機械(例:学校の給食設備)

特例が認められるかどうかは、それぞれの特殊性がありますので、必ず所轄の 労働局と相談して決めて下さい。特例が認められた場合は、必ず、発注者と「機械・ 設備無償使用許諾書」を取り交わして下さい。

また、作業場所の費用については、機械、設備とは異なり、業務処理に間接的に必用とされるものではないので、双務契約まで必要ないとされています。ただし、請負契約書等に「使用を許可する」という内容は記載しておく必要があります。費用負担については、双方合意の上で、無償としても問題ありません。

- ※発注者の機械・設備を請負事業者が借りて使用する場合、その利用を認める旨が記載された使用契約書等を締結し、双方で合意がなされていれば、無償での貸与も問題ないという解釈も出ています。ただし、各労働局の見解、解釈が異なる場合がありますので、所轄の労働局に機械・設備の使用状況を具体的に説明した上で、判断を仰いでください。
- Q4-2 発注者の構内でフォークリフトを使った運搬の業務を請負っています。フォークリフトは 発注者所有のものですが、無償での賃貸借契約で問題ないのでしょうか? 有償の場合、賃借料はどのように決めればいいのでしょうか?また、フォークリフト作業 の請負で気を付けることを教えてください。
- A4-2 双務契約を締結してください。賃借料については、フォークリフトのリース代や原 価償却費等が基準になりますが、発注者と協議の上で決めてください。フォークリ フト業務は資格が必要であり、危険を伴う業務なので、万が一の事故に備えた補償 に関しても、発注者と協議を行っておいてください。

- Q4-3 請負業務におけるパソコンの扱いについて教えてください。パソコンは業務の特性から すると「業務上必要な簡易な工具」にあたると考えており、請負事業主側に無償で貸与 しても問題ないと考えていますが、問題ないのでしょうか?
- A4-3 「業務上必要な簡易な工具」とは、機械、器具等のうち主として個々の労働者が 主体となり、その補助的な役割を果たすものであって、例えば、「のみ」、「かんな」、 「シャベル」等のように、通常個々の労働者が所持携行し得る程度のものをいうと されています。

製造業では生産管理システム等を使用して請負業務が行われるのが一般的であり、 それらのシステムおよび端末として使用するパソコンは、「請負業務の処理自体に 直接必要とされる機械」に該当するといえるため、請負事業者が準備するのが原 則です。従って、発注者のものを使用する場合は、有償貸与として賃貸借契約を 結ぶ必要があります。

- Q4-4 これから製造業務の委託を検討しているのですが、機械・設備は有償で使ってもらうことを考えていますが、事務所、休憩所、ロッカーの使用や電気料金は無償でも問題ないのでしょうか?また、設備機械に使う電力料金の取り扱いは、どうすべきなのでしょうか?
- A4-4 (1) 作業場や事務所、休憩室等は請負業務に間接的に必要とされるものなので、双 務契約(有償)まで必要なく、「その利用を認める」旨を請負契約書等に規定し ておけば、無償で問題ありません。
 - (2) 設備・機械等は借主が準備し、借りる場合は双務契約が必要になりますが、使用する電力については、明確な基準はなく、双方での取決め(契約)の中で、貸主が電力の使用を認めれば、無償でも問題ないと考えられます。
- Q4-5 製造業務の請負を行っています。発注者の基幹システムを無償で使用することは、法 律上問題ないでしょうか?システムの使用目的は、作業記録の確認や工数を集計する ためです。
- A4-5 基幹システムが業務を行うのに必要なシステムであり、そのシステムがなければ 仕事ができないというものであれば、受託者が自己の責任で準備しなければなら ず、借りる場合は個別の契約書等を締結する必要があります。但し、システムを 使用する目的が、作業記録の確認や工数の集計、あるいは作業の改善に役立てる ために使用するのであれば、発注者の許可を得れば、無償でも問題ありません。

(5)請負料金等について

- Q5-1 請負料金は個建て請求していますが、業務が残業になることが多く、料金に残業費用 を上乗せして請求することは問題でしょうか?
- A5-1 請負は時間での請求が認められませんので、問題があります。現在の業務が残業になるケースが常態化し、料金を設定した当時の条件(工数、就業時間帯、生産変動等)と大きく異なっているのであれば、新たな価格設定を発注者と協議することを勧めます。
- Q5-2 準委任契約で業務を行うことを検討していますが、発注者に対して、業務の遂行に掛かった時間で請求しても大丈夫なのでしょうか?また、準委任契約で業務を行う場合、注意すべきポイントを教えてください。
- A5-2 請負は成果物に対して納品後に報酬が支払われますが、準委任契約では、業務のプロセスの中で提供した労働時間や工数等を基準に支払われても問題ありません。ただし、請負契約と準委任契約は、それぞれに課せられた義務や責任が異なりますので、業務の内容、実態に応じて、請負、準委任どちらの契約形態にするか、的確に判断する必要があります。

また、注意すべきポイントとしては、準委任契約であっても、「業務の処理を相手 方から受託し、自己の裁量と責任において処理するもの」という請負と同じ要件が 適用され、契約の名称に関わらず、この要件が満たされていなければ、労働者派遣 に該当すると判断される可能性があります。発注者からの指揮命令等が行われて いれば偽装請負と判断されますので、十分注意が必要です。

また、契約書等には、業務の内容、範囲や責任の所在等を明記しておくことも 重要です。

- Q5-3 製造業務の一部を請負でお願いする場合、請負事業者に請負代金の見積りの根拠として「労務単価×人数×日数または時間」の提示を求めた場合、「単なる労働力の提供」としてみなされ、偽装請負と判断されることになるのでしょうか?
- A5-3 請負に関しては、請負事業者が業務を遂行する上で、このレベルの人が何人必要で何時間掛るという根拠の下での請負代金の算定(見積り)を行うのが一般的です。発注者側としては、その根拠をヒアリングで確認する程度であれば問題ありませんが、資料として提示を求めた場合は、これだけをもって偽装請負とは判断されませんが、問題があります。

なお、作業に掛った人数や工数に基づいて精算処理をした場合は、単なる労働力 の提供をみなされ、偽装請負と判断される可能性があります。

- Q5-4 発注者の物流センターの構内で、物流業務の請負を行っています。発注者とは適正な 支払いコストを評価・協議する指標を用いての料金決定を行う「オープンブック方式契 約」を締結しています。発注者から個々の請負労働者の労務単価や掛った工数の提供 を求められていますが、適正な請負の観点から問題ないのでしょうか?
- A5-4 派遣と請負の区分基準(偽装請負の判断基準)である37号告示では「労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと」と記載されており、個々の請負労働者の労務単価や工数の提供を発注者が要求した場合、委託先の労働時間管理を行ったものとみなされ、偽装請負とみなされる可能性があります。

2. 外国人労働者について

- Q6-1 「特定技能」の在留資格を持つ外国人を発注者の構内にある請負現場で就業させて構わないでしょうか?
- A6-1 担当する業務が「特定技能」の対象業務であれば問題ありません。ただし、事前に 発注者側の了解を得ておいた方が良いと思います。
- Q6-2 現在、技能実習1号という仕組みがありますが、育成就労制度となった場合、1号の取り扱いはどのようになるのでしょうか?
- A6-2 技能実習1号は廃止となりますので、現在、技能実習1号で在留している方は、 技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号へも移行することができますので、 そちらを目指すことになります。 ただし、技能実習2号から3号への移行については、施行日時点に技能実習2号 で在留している方のうち、一定の範囲のものに限ることとされており、その詳細 については、今後主務省令で定めることになっています。
- Q6-3 技・人・国の在留資格から特定技能1号又は2号に変更することはできますか?
- A6-3 技・人・国から特定技能1号や2号へ変更することは可能です。ただし、特定技能2号については業務経験の要件がある等、技・人・国からの変更が事実上難しい状態になっています。
- Q6-4 現在の特定産業分野は 14 分野ですが、機械・金属加工やその他の業種でも人材不足は深刻です。早い段階で、特定産業分野が拡張される可能性はありますか?また、自動車部品等、輸送用機器製造業において、育成就労(および特定技能)の受け入れが認められる可能性はありますか?
- A6-4 育成就労制度の施行(2027年)までに対象分野の拡大はありうるところですが、 今のところ未定です。

また、自動車部品等、輸送用機器製造業については、特定産業分野として追加される可能性があります。特定産業分野「自動車産業」が追加された場合、部品および組立について、特定技能外国人および育成就労外国人の雇用が可能となる可能性があります。なお、現時点では検討段階であり、未確定です。

以上